

手話言語法ニュース

2021年 7月 15日 NO.69

事務局：一般財団法人全日本ろうあ連盟 〒162-0801 新宿区山吹町130 SKビル8F

TEL: 03-3268-8847 / FAX: 03-3267-3445

手話言語法制定推進運動本部：委員長 石野富志三郎 事務局長 久松三二

普及啓発・広報グループ：倉野直紀・中西久美子・山田稔彦・大杉豊

条例・ネットワーク支援グループ：大竹浩司・久松三二・渡部芳博・橋本博行・田門 浩

ろう乳幼児等支援グループ：石橋大吾・山根昭治・倉野直紀（兼）・吉野幸代

解説動画



手話言語法制定までの道のり

当連盟では2010年から手話言語法制定を求めて活動をしてきましたが、現在まで法制定には至っていません。その間、海外では多くの国々で手話言語法や手話を言語として認める法律が制定されています。

2006年、国連で採択された「障害者権利条約」で“手話は言語である”と定義づけられ、日本でも2014年1月に政府が正式に批准（※条約に書かれたことを守ると約束）しました。

批准した国は条約に書かれたことを実行する必要があるため、日本では障害者差別解消法を制定し、いくつかの法律の改正や見直しを行いました。

条約の中には「手話言語」による意思疎通支援や情報アクセシビリティ、教育やろう文化について明記されており、当連盟はこれを手話言語法として制定し、実行するよう求めています。

では、手話言語法を制定するためには何が必要なのでしょうか？

批准国の政府は、定期的に国連に対して取り組みを報告することが義務付けられており、日本は2016年に提出しています。それを基に国連の障害者権利委員会は「日本は条約をきちんと守っているのか？」を審査しますが、政府だけの報告ではなく、国民や当事者はどう思っているのか、市民団体から“パラレルレポート”を提出し、実情を報告します。（日本では9団体が提出し、その中の“日本障害フォーラム”通称JDFのレポート作成に当連盟も参画しています。）

これによって障害者権利委員会は日本の現行制度と、それに対する市民や当事者たちの報告を基に審査し、権利条約の理念に近づけるべく、日本政府に対して改善のための勧告を行います。

JDFのホームページにて実際に障害者権利委員会へ提出したパラレルレポートを見ることができます。

https://www.normanet.ne.jp/~jdf/data/pr/jdf_report_for_lois_jp_r9d.pdf

右記より確認することもできます。



つづく...

4コマ漫画

今号より
手話言語条例や
手話言語法に関する
4コマ漫画を連載！

手話言語条例の多くは「手話言語の普及」を条文に掲げています。

普及として自治体からパンフレットが配布されたり、自治体HPで単語紹介をしています。

すると、それを見た様々なお店や受付でもきこえない・きこえにくい人へ対応するため、色々調べてくれるのですが、きこえない人と話したことがない、通じなかったらどうしよう…と心配する人も多いです。

案ずるより実践

No.1 當 芳枝



こんなところに手話言語

鳥取大学の医学部では当連盟の石橋副理事長が鳥取県聴覚障害者協会の立場で講師として「基礎手話言語」「医療手話言語」の授業を行っています。

- ・「基礎手話言語」…挨拶や自己紹介、数や指文字等も基本的な単語や表現方法を学ぶ。
- ・「医療手話言語」…受付、診察、検査等の病院で必要となる手話言語の表現を学ぶ。

将来お医者さんになった際、きこえない・きこえにくい人や障害のある人がどういったことに困るのか、実際に石橋副理事長の授業を受けることで考える力を身につけます。医学生が手話言語を勉強することで、私たちの命を救うかもしれません。

医療現場で働く方々が聴覚障害を含む、障害者への理解があると、とても安心できます。他の地域や学校でもこういった教育や活動が広がるといいですね。

※日本医師会『DOCTOR-ASE
(ドクターゼ)』

2021 年 1 月発行 NO. 36 掲載



千葉県・野田市で手話通訳・要約筆記養成講座

受講生に対する、助成金制度が誕生！

千葉県野田市では手話通訳者・要約筆記者養成講座を受講する市内在住者に対する、助成金制度を創設しました。これまでテキスト代や交通費の補助を行う自治体はありましたが、全額補助に加え、受講 1 日あたり 8,000 円の奨励金も支給するとしています。

慢性的な人材不足に悩む地域が全国各地にも多く、資格取得がしやすい支援があると受講生増加も期待できます。

※野田市手話通訳者養成講座受講料等
助成金交付規則



行政から見た手話言語条例

本号より数回、全国の市町村で初めて手話言語条例を制定された石狩市の当時の市長である田岡氏によるエッセイを掲載いたします。

手話言語条例制定の経緯（きっかけ）

田岡克介（石狩市 前市長）

『手話は言語である』。2006 年 12 月国際連合総会において「障害者権利条約」が採択され、国際的には新たな潮流が動きだした。しかし、日本においては国民的な議論は未だそ上に乗っていると言い難く、手話を母語とするろう者達には、もどかしさの募る年々であったと思う。基礎自治体においても、未だ、論点整理以前の段階にあり、「手話言語条例」に関する準則もなく、むしろ「言語」に関わることは、法域の権限ととらえる傾向があった。大多数の基礎自治体は、ある意味思考停止の状態にあったと言えよう。

しかし、時代は急激に変革の道を辿りはじめ、情報化・グローバル化等の進展により「同質的」な保守思考から「多様性」へと価値の転換が起こり、「共生」は政策理念の中核として位置づけられるようになった。こうした潮流はマイノリティ文化の評価についても例外ではなく、日本は、2014 年 1 月に国際連合の条約を批准し、改正障害者基本法で言語としての「手話」が明記され、その意においては、画期的なことであり、現在の手話言語単独法制定運動へと繋がっていくことになる。

一方、基礎自治体としての石狩市は、現実的には障がい者としての支援に特化し、手話言語の議論は、課題視される環境にはなかった。しかし、市民のろう者に対する意識は極めて高く、行動の伴った主張を市に届け続けてきた。毎月開催の「市長室開放事業」に石狩聴覚障害者協会を始め手話・要約筆記などのサークル、支援者の訪問を受けている中で、杉本五郎会長か

エッセイの手話動画を左記の
QR コードよりご覧いただけます。



らいただいた小冊子「みんなで作る手話言語法」を手に取り、「わが意を得たり」と職員に回覧した。「言語を持つからヒトである」、「言語の消滅は文化の否定」など、文化人類学の講義で知り得た断片的なフレーズが蘇ってきた。音声は聴きづらい、聴こえないことは障がい者ではあるが、無言語の「手話」で意思の疎通をはかることが出来るのに果たして障がい者なのか、手話は第一言語であるとしたら福祉的発想では限界があるのではないかなど、幾つかの疑問にヒントを与えてくれた。自問自答の繰り返しは、石狩聴覚障害者協会主催の新年会で「手話言語条例を制定したい」の突発的発言に至った。自信はなかったが、行けるところまで走ってみようと、自分を奮い立たせる意でもあった。2012 年に石狩市で開催された全道ろうあ者大会では手話言語条例制定への考えを手話で発表させていただいた。市職員は幾度も挫折を繰り返し、時には「宣言」とする妥協案を持ち込んでくるまで苦闘した末、草案が成った。有識者、関係者による検討会は、会を重ねるたびに混迷し、全日本ろうあ連盟の久松三二事務局長、北海道ろうあ連盟の佐藤英治氏のアドバイスをいただいてまた一步前進する。誠実な討議を繰り返された皆さんに心より感謝します。検討会、議会の議論を通じ、私なりの結論は、『手話は言語である』この一点を表現する理念条例で十分。まず進もうということです。この選択の結果は、市民の皆さんが条例制定後の行動で証明してくれることになるのです。

条例成立情報

3月31日成立まで

岡山県赤磐市

2021年3月2日赤磐市議会で「赤磐市手話言語条例」が可決されました。

2021年3月3日施行です。



和歌山県かつらぎ町

2021年3月10日かつらぎ町議会で「かつらぎ町手話言語の確立及び多様なコミュニケーション手段の促進に関する条例」が可決されました。

2021年4月1日施行です。



岡山県真庭市

2021年3月11日真庭市議会で「真庭市手話言語条例」が可決されました。

2021年4月1日施行です。



新潟県胎内市

2021年3月18日胎内市議会で「胎内市手話言語及び障がい者の特性に応じたコミュニケーションの促進に関する条例」が可決されました。

同日施行です。



和歌山県御坊市

2021年3月19日御坊市議会で「御坊市手話言語条例」が可決されました。

2021年4月1日施行です。



福井県越前町

2021年3月22日越前町議会で「越前町思いやり支え合いの心でつなぐ手話言語条例」が可決されました。

2021年4月1日施行です。



福井県敦賀市

2021年3月22日敦賀市議会で「敦賀市手話言語条例」「敦賀市障がいのある人の情報取得・コミュニケーション支援に関する条例」が可決されました。

2021年4月1日施行です。



新潟県上越市

2021年3月22日上越市議会で「上越市手話言語及びコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」が可決されました。

2021年4月1日施行です。



和歌山県日高町

2021年3月22日 日高町議会で「日高町手話言語条例」が可決されました。

2021年4月1日施行です。



京都府大山崎町

2021年3月23日大山崎町議会で「大山崎町手話言語及び聞こえに障害（障がい）のある人のコミュニケーション手段の促進と聞こえの共生社会の実現を目指す条例」が可決されました。

2021年4月1日施行です。



和歌山県有田市

2021年3月24日有田市議会で「有田市手話言語条例」が可決されました。

2021年4月1日施行です。



大阪府河内長野市

2021年3月25日河内長野市議会で「河内長野市手話言語条例」が可決されました。

2021年4月1日施行です。



東京都渋谷区

2021年3月25日渋谷区議会で「渋谷区手話言語への理解促進及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する条例」が可決されました。

2021年4月1日施行です。

新潟県妙高市

2021年3月25日妙高市議会で「妙高市手話言語条例」が可決されました。

2021年4月1日施行です。



福島県南相馬市

2021年3月26日南相馬市議会で「南相馬市手話言語の普及及び障がい者コミュニケーション支援条例」が可決されました。

2021年4月1日施行です。



福岡県飯塚市

2021年3月26日飯塚市議会で「飯塚市手話言語条例」が可決されました。

2021年4月1日施行です。



京都府八幡市

2021年3月30日八幡市議会で「支え合う心でつながる八幡市手話言語 コミュニケーション条例」が可決されました。同日施行です。

